

【2012年7月4日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／第22号 ■

目次

【トピックス】

1. 今月の雇用情勢
2. 「学生用ジョブ・カード」を採用面接に取り入れませんか？
3. 精神障害の労災請求件数が3年連続で過去最多を更新
(平成23年度 脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況)

【最近の動き】

▼最近の中央労働委員会の主要命令を紹介します

【厚生労働省からのお知らせ】

- ◆労務管理の悩み解決をお手伝いします
～「働き方・休み方改善コンサルタント」をご活用ください～
- ◆第2回 ハローワーク業務改善コンクールを行いました

【トピックス1】今月の雇用情勢

6月29日に公表された5月の完全失業率は前月より0.2ポイント改善し4.4%、有効求人倍率は前月より0.02ポイント改善し0.81倍となりました。

このように、雇用情勢は、持ち直しているものの、依然として厳しい状況にあります。

【労働力調査】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/index.htm> (総務省)

【一般職業紹介状況】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002dmfw.html>

【トピックス2】「学生用ジョブ・カード」を採用面接に取り入れませんか？

厚生労働省では、就職を見据えた学生が就職活動で効果的に自己アピールするためのツールとして「学生用ジョブ・カード」を作成し、本年度から普及に取り組んでいます。

学生用ジョブ・カードは、就職を希望する学生の一般的な履歴に加え、学校で関心を持って学んだ事柄、アルバイト、サークル、ボランティア、インターンシップなどの社会体験活動歴、自身のパーソナリティ、将来の仕事へのビジョンなどを、学生自身が具体的かつ詳細に記入する様式になっています。

また、作成を通じて学生自身の職業意識の形成・向上を図るといった、教育現場でのキャリア教育のツールとしての活用も可能であり、現在、大学や専門学校に対しても積極的に活用を呼びかけています。今後、就職活動に学生用ジョブ・カードを活用する学生も増えていくものと期待されます。

事業主の皆さまには、学生用ジョブ・カードを採用面接での応募書類として取り入れることで、いろいろな側面から人物評価を行うことが可能となり、より良い人材の採用にお役立ていただけます。学生の採用を検討中の事業主の皆さま、ぜひ学生用ジョブ・カードをご活用ください！

【学生用ジョブ・カードを活用するメリット】

- (1) 履歴書のみによる選考と比べて、学生の人柄、仕事に対する姿勢や意欲を、より詳しく知ることができます
- (2) 登録キャリア・コンサルタント（※）や学生をよく知る教員のコメントが盛り込まれているため、人物評価の参考になります
- (3) 採用選考の応募書類として指定すると、複数の応募者を比較しやすくなります

※登録キャリア・コンサルタントとは？

ジョブ・カード交付のための専門講習を受け、厚生労働省などに登録されたキャリア・コンサルタントのことです。大学のキャリアセンターなどで、学生のジ

ジョブ・カード作成をサポートします。

【学生用ジョブ・カードの詳細な内容はこちら】

http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/jc10.html

【リーフレット】

http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/jc12.html

【トピックス3】精神障害の労災請求件数が3年連続で過去最多を更新
(平成23年度 脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況)

くも膜下出血などの「脳血管疾患」や心筋梗塞などの「心臓疾患」は、過重な仕事の原因で発症する場合があります、これにより死亡した場合は「過労死」とも呼ばれています。

厚生労働省では、過重労働対策や職場でのメンタルヘルス対策の充実に取り組むため、こうした脳・心臓疾患や仕事のストレスによる精神障害の労災補償状況を年に1回取りまとめています。平成23年度分の労災補償状況の概要は以下のとおりです（6月15日公表）。

- 1 「過労死」など、脳・心臓疾患に関する事案
 - ・ 脳・心臓疾患についての労災請求件数は898件で、2年連続で増加。前年度に比べ96件の増加。
 - ・ 支給決定件数（労災と認められた件数）は310件で、4年ぶりの増加。前年度に比べ25件の増加。
- 2 精神障害に関する事案
 - ・ 精神障害についての労災請求件数は1,272件で、3年連続で過去最多を更新。前年度に比べ91件の増加。
 - ・ 支給決定件数は、過去最多の325件。前年度に比べ17件の増加。

近年、精神障害の請求件数が大幅に増加していることから、厚生労働省では平成23年12月26日付けで、審査の迅速化や認定の促進を図るための認定基準を新たに決めました。認定基準に基づき、今後も迅速・公正な労災認定や、職場でのメ

ンタルヘルス対策の充実に努めていきます。

※ 業務に関連して発病する可能性のある精神障害の代表的なものは、うつ病や急性ストレス反応などです。

【報道発表資料】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002coxc.html>

【パンフレット「脳・心臓疾患の労災認定 ―「過労死」と労災保険―」】

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040325-11.html>

【パンフレット「精神障害の労災認定について」】

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/rousai_hoken04/120427.html

【最近の動き】最近の中央労働委員会の主要命令を紹介します

平成 23 年（不再）第 13 号不当労働行為再審査事件（平成 24 年 6 月 1 日）
競売でホテルを取得した会社と従前からのホテル従業員との間には、雇用関係の成立する可能性があったとは認められず、会社は労組法上の使用者に該当しないとした事案

【報道発表資料】

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/houdou/futou/dl/shiryuu-24-601-2.pdf>

【過去の主要命令】

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/meirei/index.html>

【中央労働委員会の概要】

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/index.html>

【厚生労働省からのお知らせ】

▽▼ 労務管理の悩み解決をお手伝いします ▲△
～「働き方・休み方改善コンサルタント」をご活用ください～

労働時間制度や休暇・休日などの労務管理について、悩んでいませんか？
その際は、「働き方・休み方改善コンサルタント」にご相談ください！

「社員の健康のため、長時間労働を改善したい」、
「フレックスタイム制や裁量労働制を導入したいけど、手続きがわからない」、
「優秀な人材を確保するためにも年次有給休暇をはじめ休暇制度を充実したい」
などといった働き方・休み方に関する労務管理の悩み解決をお手伝いします。
「働き方・休み方改善コンサルタント」は、この分野の専門家として各都道府県
労働局に配属されています。

- コンサルタントが事業場にお伺いし、労務管理の状況を診断した上で、
改善に向けた具体的な提案を行います。
- その他、労務管理全般について、ご相談ください。
※ご利用は無料です。また、相談の秘密は厳守します。

詳しくは、都道府県労働局労働基準部監督課（東京・愛知・大阪は労働時間課）
までお問い合わせください。

【都道府県労働局一覧】 <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

▽▼ 第2回 ハローワーク業務改善コンクールを行いました ▲△

厚生労働省では、全国のハローワークのサービスの向上、業務の改善を図るこ
とを目的として、平成24年6月29日（金）に第2回ハローワーク業務改善コンク
ールを開催しました。

サービス向上や業務改善につながった主体的な取り組みを全国のハローワーク
から募り、優れた事例の表彰を通じて、ノウハウの共有・活用を図りました。

【主な大臣表彰事例】

<優勝>

ハローワークで職場見学（徳島労働局・阿南ハローワーク）

（概要）

求人先の職場の画像情報やスタッフのコメントを組織的に収集・整理・提供することで、臨場感ある求人情報の閲覧を可能に。ハローワークにいながら求人先の職場見学を疑似体験してもらうことにより、的確なマッチングを強化する。

<準優勝>

福祉分野における求人・求職のマッチング強化（愛知労働局・名古屋中ハローワーク）

（概要）

福祉（介護・医療）分野ではミスマッチの解消が課題。介護職の仕事理解の促進のためのDVDや事業所アピールビデオを独自に作成するとともに、潜在看護師の有効活用のため、市との連携を強化。介護・看護労働力の確保と求人・求職のマッチング強化を図る。

<第三位>

新卒応援ハローワークを売り込め！！（宮城労働局・仙台ハローワーク）

（概要）

地元の専門学校生制作の独自キャラクターを使った周知・広報によって、就活に困っている学生を新卒応援ハローワークへと呼び込み、実践的な演習を中心としたセミナーで就活力アップを図る。ミニ情報誌「就活のミ・カ・タ」（見方・味方）を月1回発行し、学校へも情報を発信。

ハローワークは、皆さまの安心と信頼を得るため、日々懇切・公正・迅速な対応を行っています。今後とも、よろしく願いいたします。

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-